

船舶事故調査報告書

令和5年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年11月26日 09時45分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港（最上川河口付近） 酒田港北防波堤灯台から真方位157° 940m付近 （概位 北緯38° 55.3′ 東経139° 48.4′）
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、東進中、右舷船尾部から波を受けて船体が持ち上げられ、転覆した。
事故調査の経過	令和5年2月1日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長2.95m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3 海象：波高 約1.0m
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、最上川河口沖で釣りをを行う目的で、最上川河口付近の護岸の斜路（スロープ）を出発し、操縦者が船尾部に座って船外機の操作を行い、同乗者が中央部に座り、約10km/hの対地速力で河口付近を東進中、右舷船尾方から波高約1.0mの波を受けて船体が持ち上げられ、左舷側に大傾斜して転覆した。</p> <p>操縦者は、転覆した本船の船底に這い上がり、また、同乗者は、付近の海岸の砂浜に自力で泳ぎ着いた。</p> <p>本船は、付近にいた通行人により、海上保安庁に本事故の発生が通報され、操縦者が、同庁から救助の協力要請を受けて来援した公益社団法人日本水難救済会に所属する船舶に救助された後、酒田港にえい航された。</p> <p>本船は、インフレーターブルボート（ゴムボート）であり、出発時の乾舷が約0.25mであった。</p> <p>操縦者は、本事故当時、河口付近の波が高く見えたものの、航行に支障はないと思って航行を続けたが、その時点で安全な場所に避難すべきであったと本事故後に思った。</p> <p>操縦者及び同乗者は、本事故当時、膨張式の救命胴衣を着用していた。</p> <p>国土交通省海事局が発行したミニボートの利用者向けの安全マニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」によれ</p>

	<p>ば、ミニボートが安全に航行できる波の範囲は、乾舷の高さの半分以下が目安とされている。</p> <p>海上保安庁のウェブサイトには、河川の河口付近では、河川流の影響を受け、大きな三角波が広い範囲で発生し、小型船舶が三角波により転覆する事故が後を絶たない旨が記載されている。</p>
分析	<p>本船は、河口付近の波が高まっている状況下、操縦者が、河口付近の波が高く見えたものの、航行に支障はないと思って航行を続けたことから、右舷船尾方から波高約1.0mの波を受けて船体が持ち上げられ、左舷側に大傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、河口付近の波が高まっている状況下、操縦者が、河口付近の波が高く見えたものの、航行に支障はないと思って航行を続けたため、右舷船尾方から波高約1.0mの波を受けて船体が持ち上げられ、左舷側に大傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートは、乾舷が小さく、波の影響を受けやすいので、船長は、河口付近で三角波が発生する可能性があることに留意するとともに、三角波が発生している場合には近づかずに最寄りの海岸などに避難すること。